

## 答申第232号（諮問第241号）

「株式会社〇〇（群馬県〇〇市）の建設業の許可願書に係る書類一式」の公文書部分開示決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会  
第二部会

## 第1 審査会の結論

群馬県知事が行った部分開示決定のうち、別表（お）欄に掲げる部分を開示すべきである。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、令和2年6月3日付けで、「株式会社〇〇（群馬県〇〇市）の建設業の許可願書に係る書類一式」の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を別表（あ）欄の文書（以下「本件公文書」という。）であると特定し、令和2年6月17日付けで公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書の一部を開示しない理由を別表の（え）欄のとおり付して、請求人に通知した。

### 3 審査請求

請求人は、実施機関に対して、本件処分を不服として令和2年6月30日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、令和2年8月18日付けで弁明書を作成し、その副本を請求人に送付した。

### 5 反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定に基づき、令和2年9月30日付けで反論書を作成し、実施機関に提出した。

### 6 諮問

実施機関は、条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下

「審査会」という。) に対して、令和2年10月13日、本件審査請求に係る事案(以下「本件事案」という。) についての諮問を行った。

## 7 意見書の提出

請求人は、条例第32条の規定に基づき、令和2年11月6日付けで意見書を作成し、審査会に提出した。

## 第3 争点

本件処分で非開示とされた部分が条例第14条第2号又は第3号イに該当するとした部分開示決定が妥当か。

## 第4 請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

請求人が「株式会社〇〇(群馬県〇〇市)の建設業許可願書に関する書類一式」を情報公開請求したところ、実施機関は、条例第14条第2号(個人情報)、同3号イ(法人等事業情報)に該当するとして、情報開示を拒み黒塗り箇所のまま部分開示決定をなしたので、上記決定を取り消し、公開決定を求める。

### 2 審査請求の理由

請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

#### (1) 審査請求書における主張要旨

ア 条例の解釈及び運用基準の前文では、情報の公開が原則であることをうたっている。例外的に県民のプライバシーや公共の利益の侵害にあたるもの限り、非開示にできるだけである。すなわち、原則開示の観点から、非開示にする場合はその理由を説明する責務を負う。

イ ところが、実施機関は部分開示と称して、一部黒塗りの文書を開示した。例外的に県民のプライバシーや公共利益の侵害に関するかと判断したようだが、どこが原則開示の本来の目的を阻害するのか、その理由の説明がなされていない。

ウ また、法人にあっては公開による不利益がある場合は公開しないことができるかとされているが、公開することによってどこが不利益にあたるのか説明がなされていない。むしろ公開することにより、行政の信頼性が担保されることにつながるはず。そうした比較衡量をしないまま、行政の一方的な解釈

で原則開示のルールがねじ曲げられることがあってはならない。

## (2) 反論書及び意見書における主張要旨

### ア 条例の解釈について

条例の解釈及び運用の基準によると、原則開示のルールの下では、非開示情報に該当するとして例外的に非開示の決定がなされた場合は、その非開示決定の妥当性を立証する責任は実施機関が負うものであると記載されており、今回の処分庁の開示決定処分は、その趣旨に反している。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第2号の解釈として、非開示理由の立証責任は実施機関にあり、「おそれ」についても「不開示理由の立証責任」として一般的抽象的な「おそれ」ではなく、具体的現実性を立証しなければならないとされている。条例より法律が優先するのは明白である。

### イ 非開示情報の条例第14条第2号該当性について

建設業許可申請書に記載された商標及び許可番号について非開示とされているが、非開示とした理由が示されていない。建設現場では、建設業法（昭和24年法律第100号）第40条に基づき、施工者の建設業の許可書が掲示されている。処分庁は、建設業法第40条が条例に違反していると判断しているようである。なぜ、建設業法で定められたルールを条例で否定できるのか、その理由と根拠について説明を求めたい。

また、健康保険証が開示されないのはどうしてなのか釈明されたい。情報公開は原則公開であり、個人が識別できるものであれば全く公開されないというのでは、情報公開の意味が無くなってしまう。人は、他人から干渉されずに平穏に暮らす権利を有しており、個人のプライバシーは保護されなければならないが、個人が識別される情報が全てプライバシーに当たるものではない。

本来、このような個人を識別できる情報を原則として非開示とする考え方は原則公開の趣旨に反するものである。個人が識別される場合でも公開しなければならない場合として条例第14条第2号ロを挙げる。株式会社〇〇は、建設業の許可要件の一つである誠実性（建設業法第7条第3号）を備えておらず、また、建設業許可申請において健康保険等の加入状況が確認できていない。このため、群馬県が株式会社〇〇に建設業許可書を交付したことは不当であり、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である情報に該当する。

## 第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書及び実施機関の口頭での説明（以下「口頭説明」という。）によると、おおむね以下のとおりである。

### 1 弁明書における主張要旨

#### (1) 条例第14条第2号の解釈について

請求人は、条例の解釈及び運用基準の前文を引用し、情報の公開が原則であり、例外的に県民のプライバシーや公共の利益の侵害に当たるものに限り非開示にできると考えた上で、部分開示決定を受けた公文書に係る非開示箇所については、その例外となる理由が説明されていない旨を主張しているが、条例第14条では同条各号に該当する内容については、開示してはならないと定めている。

#### (2) 条例第14条第2号該当について

##### ア 経營業務の管理責任者の職歴に係る情報について

(ア) 経營業務の管理責任者に係る過去の役員等の経験を始めとした職歴及びその職歴を建設業許可書、法人登記簿等を用いて証明するものである。これは条例第14条第2号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(イ) また、条例第14条第2号ただし書について検討すると、経營業務の管理責任者に係る株式会社〇〇（以下「申請業者」という。）の役員としての職歴は法人登記簿（履歴事項全部証明書）に記載されているものの、経營業務の管理責任者が過去に役員等であった他の事業所を特定しない限りは法人登記簿等の公の資料にて確認することは不可能であり、その履歴が公にされている特段の事情も認められない。

##### イ 経營業務の管理責任者・専任技術者の常勤性確認資料について

(ア) 経營業務の管理責任者・専任技術者の社会保険の加入状況により複数の証明方法が規定されている。この資料には当該人物の氏名以外に住所や生年月日等の情報が記載されていることはもちろん、この資料の種別自体が、当該人物の許可申請日時点における社会保険の加入状況を示すものであり、これは条例第14条第2号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(イ) また、条例第14条第2号ただし書について検討すると、経營業務の管理責任者及び専任技術者の氏名については、建設業法第13条に基づき公衆の閲覧に供する必要がある申請書様式に記載があるものの、社会保険の加入状況について公の資料にて確認することは不可能であり、公にされている特段の事情も認められない。

##### ウ 従業員に関する情報について

(ア) 建設業許可申請において提出を求めている各種資料に含まれている従業員個人々の氏名や生年月日に関する情報である。従業員の氏名や生年月日は、条例第14条第2号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(イ) また、条例第14条第2号ただし書について検討すると、従業員等に関する情報は、建設業の許可要件に影響する情報ではないことから、建設業法第13条に基づき公衆の閲覧に供する必要がある申請書様式において記載があるものではない。また、役員でない以上はその氏名等について法人登記簿等を始めとした公の資料にて確認することは不可能であり、公にされている特段の事情も認められない。

#### エ 役員等の氏名以外に関する情報について

(ア) 経營業務の管理責任者、専任技術者、役員等の住所・生年月日、賞罰履歴等の個人々人に関する情報である。建設業許可の要件や役員等の欠格要件該当性の有無を確認し、及び許可情報をデータベースに登録するために記載を求めている事項である。これは、条例第14条第2号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(イ) また、条例第14条第2号ただし書について検討すると、経營業務の管理責任者及び専任技術者の氏名、専任技術者の保有資格、役員等の氏名、代表取締役の住所、株主の氏名については、建設業法第13条に基づき公衆の閲覧に供する必要がある申請書の各様式及び法人登記簿に記載があるものの、それ以外の情報については公の資料にて確認することは不可能であり、公にされている特段の事情も認められない。

#### オ 取引先金融機関の担当者名に関する情報について

(ア) 建設業許可の要件の一つである財産基準に係る確認資料として申請業者の取引先金融機関から発行された残高証明書に示されている情報である。残高証明書自体は法人の預金情報を金融機関として証明したものであるが、金融機関の担当者個人名については、条例第14条第2号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(イ) また、条例第14条第2号ただし書について検討すると、取引先金融機関名は、建設業法第13条に基づき公衆の閲覧に供する必要がある申請書様式に記載があるものの、担当者個人に関する情報については、勤務先金融機関の業務として申請業者の証明書作成を担当したにすぎず、そのことを公の資料にて確認することは不可能であり、公にされている特段の事情も認められない。

#### カ 身分証明書等に記載された情報について

(ア) 申請業者の役員等が建設業許可の欠格要件に該当していないことを確認するための書類に記載された情報である。具体的には、役員個々人の状況について市町村長が発行する身分証明書のほか、後見人等の登記の有無又は建設業を営むに当たっての適切な判断能力等を有することを証明する書類である。したがって条例第14条第2号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。なお、身分証明書以外の書類については、役員等個々人の状況により書類の種類自体が変わるため、書類名そのものが個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(イ) また、条例第14条第2号ただし書について検討すると、申請業者の役員等の氏名については法人登記簿や建設業法第13条に基づき公衆の閲覧に供する必要がある申請書様式において記載があるものの、身分証明書等に記載された情報については公の資料にて確認することは不可能であり、そのことについては、公にされている特段の事情も認められない。

(3) 条例第14条第3号イの解釈について

請求人は、条例の解釈及び運用基準の前文を引用し、情報の公開が原則であり、例外的に県民のプライバシーや公共の利益の侵害に当たるものに限り非開示にできると考えた上で、部分開示決定を受けた公文書に係る非開示箇所については、その例外となる理由が説明されていない旨を主張しているが、条例第14条では同条各号に該当する内容について、開示してはならないと定めている。

(4) 条例第14条第3号イの該当性について

ア 社会保険労務士に関する情報について

(ア) 社会保険関係の手続を行う際に代行を依頼した社会保険労務士に関する氏名、連絡先、整理コードが記載されているものであり、社会保険の加入状況の確認書類として提出を受けたものである。本社会保険労務士は申請業者にとっては取引の相手方であり、法人としての意思決定に基づき最適な相手方として契約を行った結果として該当書類に記載されたものである。事業を営むに当たっての取引の相手方選定は自由裁量に委ねられるものであり、これを公表することにより今後の取引に影響を及ぼす可能性がある。したがって、本情報は条例第14条第3号イに規定する法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上の地位を害するおそれがあるものに該当すると認められる。

(イ) 条例第14条第3号本文ただし書について検討すると、社会保険関係書類に記載された社会保険労務士に関する情報は、取引の相手方に関する情報であるものの、社会保険に関する手続そのものは、法人として関係法令に基づき当然行うべきものであり、手続の代行を依頼した相手方が誰

であろうとも手続そのものが適正に行われている限り、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると判断される特段の事情も認められない。

#### イ 預金等に関する情報について

(ア) 預金等に関する情報とは、建設業許可を行うに当たっての要件の一つである財産基準の確認資料として金融機関から証明を受けたものである。建設業許可の要件からその金額は500万円以上と推測はできるものの、その具体的な金額は申請業者の経営状況を判断しうる情報であり、取引先からの信用に影響する情報であることから、これを公表することにより今後の取引に影響を及ぼす可能性がある。したがって、本情報は条例第14条第3号イに規定する法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上の地位を害するおそれがあるものに該当すると認められる。

(イ) 条例第14条第3号本文ただし書について検討すると、確かに預金等に関する情報は企業の経営状況を判断しうる情報であることから、取引先としては適切な契約が履行されるかを計る指標の一つとはなり得る。

もつとも、建設業許可の要件を充足する金額を証明するものとして提出を受けている以上は、申請業者は建設工事に係る取引の相手方として十分な財産を有していると判断されるものであり、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると判断される特段の事情も認められない。

#### ウ 「営業所写真」の「3枚目以降の写真」について

(ア) 3枚目以降の写真は、建設業許可を行うに当たり営業所としての実態を有しているかを確認するために提出を求めた写真のうち、入口ドアを開けてから事務所内部の什器・書類が備えられた部屋までの状況を撮影したものである。入口ドアを開けた以降の内部の状況は建物管理者の許可を得た限られた者のみが入場することにより把握できるものであり、防犯上の点から一般的には公表するものではない。したがって、本情報は条例第14条第3号イに規定する法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利を害するおそれがあるものに該当すると認められる。

(イ) 条例第14条第3号本文ただし書について検討すると、3枚目以降の写真は営業所としての実態を確認するために営業所の現状を記録したものであり、それをもって他者に対しなんらかの被害を及ぼすおそれや危険性を判断しうるものではない。したがって人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると判断される特段の事情も認められない。



## エ 国家資格者等の情報について

- (ア) 国家資格者等の情報とは、申請業者に専任技術者以外の有資格者等が在籍する場合に報告を求めるものであり、有資格者の有無及びその人数自体が、事業者が建設業を営むに当たりどの程度の技術力を有するかを推測する材料となりうるものである。したがって、本情報は条例第14条第3号イに規定する法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利を害するおそれがあるものに該当すると認められる。
- (イ) 条例第14条第3号本文ただし書について検討すると、建設工事を施行する際には、国家資格等を有する主任技術者等を配置する必要があるものの、専任技術者がその常勤性に支障のない範囲においては、主任技術者を兼ねることができるため、この者のほかに国家資格者等が在籍していなかったとしても適正な工事の施工が可能な事例は十分にあり得る。したがって、国家資格者等の情報が非開示であることのみをもって、直ちに建設業許可業者が有すべき施工及び管理能力が否定されることとならない以上は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると判断される特段の事情があるとは認められない。

## 2 口頭説明における主張要旨

弁明書における主張に加え、次の説明を行った。

### ア 経營業務の管理責任者の職歴に係る情報について

経營業務の管理責任者の経験を示す資料として過去に取得した建設業許可通知書が提出されており、建設業許可通知書に記載された許可番号を非開示としている。建設業の許可番号が分かると、当該許可番号をもとに会社名を検索することができる。会社名が分かると、法人の登記簿を取得することができ、法人の登記簿を見ることによって、経營業務の管理責任者がいつからいつまでの間どこの法人の役員であったかということが証明されることに繋がるので、建設業の許可番号を開示することによって個人の情報を入手することに繋がるため非開示としている。建設業の許可番号から会社名を検索する方法としては、国土交通省のシステム等がある。

### イ 身分証明書等について

身分証明書の様式は出す市町村により異なるため、様式からどこの市町村に本籍地を有しているかが推測されることになるため非開示とした。

## 第6 審査会の判断

### 1 本件審査請求について

本件請求に係る公文書は、「株式会社〇〇（群馬県〇〇市）の建設業許可願書に関する書類一式」である。実施機関は、本件請求に係る公文書を本件公文書と特定した上で、建設業法第13条各号の定めにより閲覧対象となっている文書（以下「閲覧対象文書」という。）を除く文書（以下「閲覧対象外文書」という。）の一部について条例第14条第2号本文及び第3号ただし書に該当するとして別表（え）の理由を付して本件処分を行った。これに対し請求人は、本件処分を不服とし、処分の取消し及び非開示部分の開示を求めている。

そこで、審査会において当事者の全ての主張内容を吟味し、本件公文書を見分した結果を踏まえ、以下、本件処分の妥当性について検討する。

## 2 建設業許可等について

### （1）建設業許可申請書及び添付資料について

建設業許可を取得するためには、建設業法第7条が定める許可要件を備えていること及び同法第8条が定める欠格要件に該当しないことが必要となる。

許可要件を備えていること及び欠格要件に該当しないことを証明するために必要な資料は「建設業許可申請のしおり」（令和3年4月に改定）に記載されており、当該しおりは県ホームページ等で公表されている。

### （2）建設業の許可番号等の公表等の状況について

建設業法第13条各号は、同法第5条の許可申請書及び添付書類の一部並びに同法第11条第1項の変更届出書等について公衆の閲覧に供する閲覧所を設けなければならない旨を定めている。加えて、同法第40条は、建設業者は、店舗及び建設工事現場に標識を掲示しなければならない旨を定めている。標識の記載事項として、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第25条第1項は、「一般建設業又は特定建設業の別、許可年月日、許可番号及び許可を受けた建設業、商号又は名称、代表者の氏名、主任技術者又は監理技術者の氏名」を挙げている。

また、廃業届が提出されていない事業者にあつては、国土交通省の「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」や一般財団法人建設業情報管理センター（C I I C）の建設業許可番号検索システムで建設業の許可番号又は商号を用いて検索すると当該許可を取得している法人の名称又は商号、代表者氏名及び営業所の所在地等を知ることができる。

この他、一般的に、建設業の許可番号又は商号により建設業許可申請事業者を特定し、公文書開示請求をすることで当該事業者に関する建設業許可申請書を取得することが可能であると考えられる。

## 3 条例の定めについて

(1) 条例第14条第2号について

ア 条例第14条第2号は「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示請求に係る公文書を開示してはならない旨を規定している。

イ 同号本文前段が規定する「個人に関する情報」（以下「個人情報」という。）には、個人の内心、身体、身分、地位その他の個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の全ての情報が含まれるものであり、個人に関する情報全般を意味する。

また、同号本文前段では、個人のプライバシーは、個人の尊厳に直接関わる権利であるため、明らかに個人のプライバシーに関する情報と判別できる場合に限らず、特定の個人を識別できるものは、原則として非開示とする方式を採用している。ここでいう特定の個人を識別できるものの範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報全体であると解する。

ウ 同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、同号本文に該当するときであっても当該情報を開示しなければならない旨を規定している。同号ただし書ロの判断に当たっては、開示することの利益と開示されないことの利益との調和を図ることが重要であり、個人情報についても、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回るときには、それを開示する必要性と正当性が認められることから、当該情報を開示しなければならない。この比較衡量に当たっては、個人の権利利益には様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活及び財産の保護についても保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要であると解する。

(2) 条例第14条第3号について

条例第14条第3号ただし書は、同号イ及びロに該当する情報であっても「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については開示する旨を定めている。同号イでは、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非開示とする旨を規定している。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められると解する。

4 非開示情報該当性について

(1) 本件非開示情報の条例第14条第2号の該当性について

ア 建設業許可通知書について

(ア) 条例第14条第2号前段該当性について

- a 建設業の許可番号及び商号が記載された部分が非開示とされている。  
一般的に、建設業許可通知書に記載された許可番号及び商号は、法人又は個人事業主がその主体となる情報であると考えられるため、法人に関する情報としての性質を有するとも思われる。
- b しかし、本件公文書において、建設業の許可番号及び商号は、経營業務の管理責任者の職歴を証明する資料として提出された文書に記載された情報であるところ、個人がどのような職種、勤務先及び役職を選択してきたかという職歴に関する情報は、個人情報としての性質を有するため、条例第14条第2号の該当性について検討する。
- c 前述のとおり、廃業届を提出していない事業者にあつては建設業の許可番号及び商号を用いて国土交通省のシステム等で検索をすることにより当該建設業許可の取得事業者を知ることができる。また、廃業届を提出した事業者であっても公文書開示請求により当該建設業許可の取得事業者名を知ることが可能であると考えられる。
- d このため、経營業務の管理責任者の氏名が開示されており、同人の職歴を証明する資料として建設業許可通知書が提出されている状況において、建設業の許可番号及び商号を開示した場合、国土交通省のシステムで検索することにより、当該経營業務の管理責任者の過去の職歴に関する個人情報公になり個人を識別することができるため、条例第14条第2号前段に該当するといえる。

(イ) 条例第14条第2号ただし書該当性について

a 建設業法及び建設業法施行規則の規定による建設業の許可番号及び商号等の店舗及び建設工事現場への掲示については、建設業法による許可を取得した業者により施工が行われていること及び施工についての責任の所在を対外的に明確にすることを目的として、限られた場所に掲示されるものであり、建設工事現場にあつては、工事期間中の限られた期間に掲示されるものであるため、広く個人の職歴を公衆が知り得る状態に置くものではないといえる。

また、国土交通省のシステム等では、商号又は法人の名称が特定されている場合には建設業許可番号等を検索することができるものの、経営業務の管理責任者の氏名のみが明らかな状況においては、建設業許可番号を検索することはできないため、職歴と結び付けることはできないといえる。

b このような事情の下では、本件処分時において経営業務の管理責任者の職歴に関する個人情報には公にされ、又は公にすることが予定されていた情報とはいえないため、条例第14条第2号ただし書イに該当しない。

c この他、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回る事情も認められないため、同号ただし書ロに該当せず、同号ただし書ハにも該当しない。

(ウ) 結論

許可番号及び商号は、条例第14条第2号前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ 閉鎖事項全部証明書について

(ア) 閉鎖事項全部証明書に記載された情報の全てが非開示とされている。閉鎖事項全部証明書に記載された情報は法務局で取得可能であるため、一般的には、法令等の規定により公にされた法人情報としての性質を有するとも考えられる。

(イ) しかし、閉鎖事項全部証明書に記載された情報であることをもって直ちに法令等の規定により公にされた情報と判断すべきではなく、個別具体的な事情に則して情報の性質を判断すべきであるため、条例第14条第2号の該当性について検討する。

(ウ) 一般に、特定の個人の氏名から、その者が役員である、又は役員であった法人の閉鎖事項全部証明書を取得することはできない。加えて、本件の

閉鎖事項全部証明書は経營業務の管理責任者の過去の経験を証明する資料として提出されたものであり、職歴と密接に結びつく情報であるといえる。このような事情の下では、閉鎖事項全部証明書に記載された情報は、経營業務の管理責任者の職歴に関する情報としての性質を有し、開示することで個人情報となり個人を識別することができるものといえる。

(エ) したがって、閉鎖事項全部証明書に記載された情報は、条例第14条第2号前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当する事情は認められないため、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 経營業務の管理責任者、専任技術者の常勤性確認資料について

(ア) 当審査会で見分したところ、常勤性確認のために提出が求められる資料が「建設業許可のしおり」に記載され、県ホームページ等で公表されている状況においては、建設業許可申請者が常勤性確認資料として提出した資料は、その資料が何であるかを明らかにするだけで経營業務の管理責任者又は専任技術者個人の収入や生活状況が推知される内容であり、個人情報に該当し、個人を識別することができる情報であった。

(イ) したがって、当該情報は条例第14条第2号前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当する事情は認められないため、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ 申立書について

従業員氏名が非開示とされているところ、当該情報は個人情報であり、特定の個人を識別することができることとなるため、条例第14条第2号前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当する事情は認められないため、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

オ 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届について

経營業務の管理責任者及び専任技術者を除く従業員氏名並びに被保険者生年月日、種別、取得区分、個人番号、取得（該当）年月日、被扶養者、報酬月額及び備考が条例第14条第2号に該当するとして非開示とされているところ、これらの情報は個人情報に該当し、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第14条第2号前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当する事情は認められないため、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

カ 残高証明書について

金融機関の従業員の印影が条例第14条第2号に該当するとして非開示とされているところ、当該情報は個人の氏名に関する情報であり個人情報に該

当し、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第14条第2号前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当する事情は認められないため、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

キ 経營業務の管理責任者証明書について

(ア) 被証明者役職名等及び経験年数について

被証明者役職名等及び経験年数が非開示とされているところ、これらの情報は被証明者の職歴に関する情報であることから個人情報に該当し、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第14条第2号前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当する事情は認められないため、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(イ) 証明者所在地・住所、商号・名称、役職名・氏名について

証明者所在地・住所、商号・名称、役職名・氏名が非開示とされているところ、これらの情報は、証明者となり得る者が被証明者が過去に経營業務の管理責任者を担っていた事業者であることから、開示することにより被証明者の職歴が推知される情報であるため、被証明者の個人情報に該当し、特定の個人を識別することができるものであるといえる。

したがって、条例第14条第2号前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当する事情は認められないため、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(ウ) 経營業務の管理責任者住所、生年月日及び印影について

経營業務の管理責任者住所、生年月日及び印影が非開示とされているところ、これらの情報は個人情報に該当し、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第14条第2号前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当する事情は認められないため、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

ク 経營業務の管理責任者の略歴書について

現住所、生年月日、職歴、賞罰及び印影が非開示とされているところ、これらの情報は個人情報に該当し、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第14条第2号前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当する事情は認められないため、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

ケ 専任技術者証明書について

専任技術者の生年月日及び住所が非開示とされているところ、これらの情報は個人情報に該当し、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第14条第2号前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当する事情

は認められないため、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

コ 1級技術検定合格証明書及び2級技術検定合格証明書について

番号及び生年月日が非開示とされているところ、これらの情報は個人情報に該当し、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第14条第2号前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当する事情は認められないため、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

サ 許可申請者（法人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書について

（ア）代表取締役の住所について

代表取締役の住所が非開示とされているところ、代表取締役の住所は、個人情報であるが、申請業者の履歴事項全部証明書に記載されている情報であり、申請業者の法人名が開示されていることから、履歴事項全部証明書を取得することが可能であると考えられる。この点で閉鎖事項全部証明書における判断とは状況が異なるといえる。

したがって、代表取締役の住所は、条例第14条第2号ただし書イに該当するため、開示すべきである。

（イ）その他の情報について

代表取締役以外の者の住所、生年月日、賞罰及び印影が非開示とされているところ、これらの情報は個人情報に該当し、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第14条第2号前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当する事情は認められないため、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

シ 身分証明書等について

身分証明書等は、建設業許可の欠格事由に該当しないことを証明するための資料であるが、一部の標題を除く全てが非開示とされている。審査会で見分したところ、当該文書の存在及び記載内容は、個人情報に該当し、特定の個人を識別することができるものであったため、条例第14条第2号前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当する事情は認められないため、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

ス 株主（出資者）調書について

所有株数又は出資の価額が非開示とされているところ、株主（出資者）調書に出資者として記載があることから、一定数以上の所有株数又は出資の価額であることは明白であるが、具体的な所有株数は、個人の財産に関する情報であるため、個人情報に該当し、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第14条第2号前段に該当し、同号ただし書のいずれにも



該当する事情は認められないため、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(2) 本件非開示情報の条例第14条第3号イの該当性について

ア 適用通知書について

(ア) 社会保険労務士コードが非開示とされているところ、当該情報は申請業者と取引関係にある社会保険労務士が特定できる情報である。

(イ) 一般的に法人等の取引関係に関する情報は、経営判断に由来するものであり、これが明らかになると、同業者の営業活動によって顧客が奪われることや当該法人等の個別の取引関係から事業活動内容、規模、顧客の開拓等の内部事情が推測される可能性が考えられるため、広く公表される性質の情報ではないと考えられる。

(ウ) 申請業者が社会保険手続を社会保険労務士に依頼するか否か及びどの社会保険労務士に業務を依頼するかの決定は、経営判断に委ねられており、申請業者の内部管理情報であるといえる。

(エ) しかし、事業に関する一般的な取引関係についての情報とは異なり、上記経営判断が当該事業者の外部に知られることとなったとしても、同業他社に顧客が奪われることや事業活動内容、規模、顧客の開拓等の内部事情が推測される可能性は低いといえる。このため、開示することにより、申請業者の競争上の地位その他正当な利益を害するとは評価できない。

(オ) また、社会保険労務士の立場からすると、特定の事業者との取引における具体的な報酬額等が示されない限り、顧客を奪われる等の不利益が発生するとは考えにくく、社会保険労務士の社会的責務として業務上責任を負う範囲で取引先についての情報が明らかになるとしても、競争上の地位その他正当な利益を害するとはいえない。

(カ) したがって、当該部分は条例第14条第3号イに該当せず、開示すべきである。

イ 健康保険・厚生年金保険新規適用届及び健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届について

社会保険労務士記載欄に記載された社会保険労務士の氏名、電話番号、押印及び社会保険労務士コード並びに作成の年月日が条例第14条第3号イに該当するとして非開示とされている。

社会保険労務士記載欄へ記載が求められている情報は、社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省、労働省令第1号）第16条の規定により記載することとされている情報であり、この記載に基づいて、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）に基づいた適正な業務であることを確認するものであるため、特定の事業者から委託を受けて業務を行ったという取引先に関する情報が明らかになるとしても、競争上の地位その他正当な利益を害す

るとはいえない。

したがって、当該部分は条例第14条第3号イに該当せず、開示すべきである。

#### ウ 残高証明書について

預金科目及び預金口座番号並びに合計金額及び預金科目ごとの預金額が条例第14条第3号イに該当するとして非開示とされている。

##### (ア) 預金科目及び預金口座番号について

預金科目及び預金口座番号は取引先等の関係者には知られ得る情報であるが、事業者が自己の営業活動の範囲内で使用するものであり、その開示範囲は当該事業者が選択できるものであって、取引関係者以外の者には公開せず、内部管理情報として秘密にしておくことが是認される情報である。

一般消費者を対象として商品やサービスを提供する業者のように、不特定多数の者が新規にその顧客となり得、通常、自らの口座番号等が多くの顧客に広く知られることを容認し、当該顧客を介してこれが更に広く知られ得る状態に置いているような事情が存在するといった場合を除き、取引先等において知られていることの一事をもって既に公になっている情報と評価すべきではない。

金融機関名を開示している状況において、預金科目及び預金口座番号が開示されると第三者に取引状況を把握されるなど申請業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるといえる。

したがって、当該部分は条例第14条第3号イに該当し、同号ただし書に該当する事情も認められないため、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

##### (イ) 合計金額及び預金科目ごとの預金額について

申請業者が、許可要件以上の財産を有することは明らかであるが、特定の時点における具体的な預金額について明らかになることで、申請業者の内部情報である資産状況が推知され、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるといえる。

したがって、当該部分は条例第14条第3号イに該当し、同号ただし書に該当する事情も認められないため、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

#### エ 営業所写真について

3枚目以降の写真が非開示とされている。審査会で見分したところ、3枚目以降の写真は、入口の扉が開けられ、営業所の内部が確認できるものであった。一般に営業所の内部に誰の立入りを許可するかの判断は建物の管理者である事業者の管理権に属するものであることから、営業所の内部の状況は、当該事業者が立入りを許可した者に限り知ることができるもので

あるため、事業者の内部情報として管理されることが是認される情報である。

本件においても、申請業者の管理権を否定すべき事情は存在しないことから、当該部分を開示することにより当該申請業者の営業所の内部が明らかになり、申請業者の管理権の侵害や防犯上の支障が生じるなど当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるといえる。

したがって、当該部分は条例第14条第3号イに該当し、同号ただし書に該当する事情も認められないため、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

#### オ 国家資格者等・監理技術者一覧表について

建設業許可の申請業者における国家資格者等及び監理技術者に関する情報が非開示とされているところ、申請業者において、有資格者を雇用するか否か、有資格者の雇用数を何名とするかは、経営判断に基づくものであり、当該情報が開示されることで、申請業者の経営方針や技術力が公になり、法人の競争上の利益その他正当な利益を害するおそれがあるといえる。

したがって、当該部分は条例第14条第3号イに該当し、同号ただし書に該当する事情も認められないため、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

#### 5 請求人のその他の主張について

請求人はその他種々主張するが、本審査会の判断を左右するものではない。

#### 6 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第7 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

## 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 2年10月13日	諮問
令和 2年12月25日 (第80回 第二部会)	審議 (本件事案の概要説明)
令和 3年 1月18日 (第81回 第二部会)	審議 (実施機関の口頭説明)

令和 3年 2月10日 (第82回 第二部会)	審議
令和 3年 3月 8日 (第83回 第二部会)	審議
令和 3年 7月29日 (第84回 第二部会)	審議
令和 3年 8月24日 (第85回 第二部会)	審議
令和 3年 9月30日 (第86回 第二部会)	審議
令和 3年10月14日	答申

(あ) 特定した公文書	(い) 非開示部分を含む公文書の 標題	(う) 開示しない部分	(え) 開示しない理由	(お) (う)のうち開示すべき部分
株式会社〇〇(群馬県〇〇市)の建設業許可申請書一式(閲覧対象文書)				
株式会社〇〇(群馬県〇〇市)の建設業許可申請書一式(閲覧対象外文書)	建設業許可通知書	・商号 ・建設業の許可番号	【群馬県情報公開条例第14条第2号該当】 経營業務の管理責任者に係る過去の職歴に関する情報であり、個人情報に当たるため。	
	閉鎖事項全部証明書	・標題を除く全て	【群馬県情報公開条例第14条第2号該当】 経營業務の管理責任者に係る過去の職歴に関する情報であり、個人情報に当たるため。	
	経營業務の管理責任者、専任技術者の常勤性確認資料	・全て	【群馬県情報公開条例第14条第2号該当】 特定の個人を識別することができるため。	
	適用通知書	・社会保険労務士コード	【群馬県情報公開条例第14条第3号該当】 申請建設業者の取引に関する情報であり、公にすることにより当該法人の競争上の地位を害するおそれがあるため。	・社会保険労務士コード
	申立書	・従業員氏名	【群馬県情報公開条例第14条第2号該当】 特定の個人を識別することができるため。	
	健康保険・厚生年金保険新規適用届	・社会保険労務士の氏名、電話番号、押印及び社会保険労務士コード ・作成の年月日	【群馬県情報公開条例第14条第3号該当】 申請建設業者の取引に関する情報であり、公にすることにより当該法人の競争上の地位を害するおそれがあるため	・社会保険労務士の氏名、電話番号、押印及び社会保険労務士コード ・作成の年月日
	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	・経營業務の管理責任者及び専任技術者を除く従業員氏名  ・被保険者生年月日、種別、取得区分、個人番号、取得(該当)年月日、被扶養者、報酬月額及び備考	【群馬県情報公開条例第14条第2号該当】 特定の個人を識別することができるため。	
		・社会保険労務士の氏名、電話番号及び押印 ・作成の年月日	【群馬県情報公開条例第14条第3号該当】 申請建設業者の取引に関する情報であり、公にすることにより当該法人の競争上の地位を害するおそれがあるため。	・社会保険労務士の氏名、電話番号及び押印 ・作成の年月日
	残高証明書	・預金科目及び預金口座番号並びに合計金額及び預金科目ごとの預金額  ・金融機関の従業員の印影	【群馬県情報公開条例第14条第3号該当】 法人の経営状況に関する情報であり、公にすることにより当該法人の競争上の地位を害するおそれがあるため  【群馬県情報公開条例第14条第2号該当】 特定の個人を識別することができるため。	
営業所写真	・3枚目以降の写真	【群馬県情報公開条例第14条第3号該当】 外観以外は公開されているものではないことから、法人の権利益を害するおそれがあると認められるため。		

(あ) 特定した公文書	(い) 非開示部分を含む公文書の 標題	(う) 開示しない部分	(え) 開示しない理由	(お) (う)のうち開示すべき部分
	経営業務の管理責任者証明書	・被証明者役職名等、経験年数	【群馬県情報公開条例第14条第2号該当】 経営業務の管理責任者に係る過去の職歴に関する情報であり、個人情報に当たるため。	
		・証明者所在地・住所、商号・名称、役職名・氏名及び印影		
		・経営業務の管理責任者住所、生年月日		
	経営業務の管理責任者の略歴書	・現住所、生年月日、職歴、賞罰及び印影	【群馬県情報公開条例第14条第2号該当】 経営業務の管理責任者に係る過去の職歴に関する情報であり、個人情報に当たるため。	
	専任技術者証明書	・専任技術者の生年月日及び住所	【群馬県情報公開条例第14条第2号該当】 特定の個人を識別できると認められるため。	
	1級技術検定合格証明書及び2級技術検定合格証明書	・番号及び生年月日	【群馬県情報公開条例第14条第2号該当】 特定の個人を識別できると認められるため。	
	国家資格者等・監理技術者一覧表	・(2)の下、該当の有無が記載された部分	【群馬県情報公開条例第14条第3号イ該当】 会社の技術力に関する情報であり、公にすることにより当該個人の競争上の地位を害するおそれがあるため	
		・太枠内の国家資格等・監理技術者情報		
	許可申請者(法人の役員等)の住所、生年月日等に関する調書	・役員等の住所、生年月日、賞罰及び印影	【群馬県情報公開条例第14条第2号該当】 特定の個人を識別できると認められるため。	・代表取締役の住所
	身分証明書等	・一部の標題を除く全て	【群馬県情報公開条例第14条第2号該当】 特定の個人を識別できると認められるため。	
	株主(出資者)調書	・所有株数又は出資の価額	【群馬県情報公開条例第14条第2号該当】 特定の個人を識別できると認められるため。	